

令和 7 年 第 6 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 7 年 6 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

## 令和7年第6回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年6月20日(金) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

### 3 出席した委員

#### 農業委員

1番 藤村 正彦  
2番 晴山 英俊  
4番 高橋 浩之  
5番 砂壁 純也  
6番 坂下 千枝子  
7番 前 茂見  
8番 川口 英敏  
10番 松本 光正  
11番 黒沢 菜穂子

#### 農地利用最適化推進委員

雫石 階 保  
雫石 木村 正美  
雫石 横手 克文  
雫石 小谷地 昇  
御所 吉田 光彦  
御所 米澤 晃  
御所 新田 善男  
御所 高橋 大和  
西山 滝澤 美紗子  
西山 柿木 一明  
西山 荒塚 秀則  
西山 山本 長栄  
西山 袖林 一  
御明神 南野 仁  
御明神 新田 華織  
御明神 松ノ木 奈々子  
御明神 下川原 幸宏

### 4 欠席した委員

農業委員 3番 山崎 忍 9番 八丁野 よし子  
推進委員 御明神 小志戸前 健一

### 5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第3号 農地の現状変更に関する届出について  
報告第4号 農地の現状変更完了に関する届出について  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第2号 農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について  
議案第3号 雫石町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

### 6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 松ノ木 拓也 主任 上和野 恵太

開会時間 午後2時00分

議長 ただいまから、令和7年第6回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は農業委員9名、推進委員17名、計26名です。  
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には5番 砂壁純也委員、11番 黒沢菜穂子委員、書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。  
次に報告第1号～第4号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 それでは、報告第1号～第4号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

総会資料の3ページをご覧願います。

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり6件提出があり、全て相続により農地の権利を取得したものです。

総会資料の4ページをご覧願います。

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による届出について」表のとおり1件提出がありました。番号1、解約理由は第三者と貸借するためです。関連する案件をこのあと議案第1号で、ご審議いただきます。

総会資料の5ページをご覧願います。

報告第3号 「農地の現状変更に関する届出について」、表のとおり1件提出がありました。

番号1、届出人、〇〇。田4筆、面積計8,495㎡。変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率を良くするためです。

場所は参考資料の2ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、位置は参考資料の3～4ページにありますように、〇〇から〇〇に位置する場所です。

現地を確認したところ、5ページにありますように申請地は農地が畦畔で区切られていることを確認しております。

1枚の大きな圃場に整備する計画であり、完了後は主食用米を作付する計画ですので、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

総会資料の6ページをご覧ください。

報告第4号「農地の現状変更完了に関する届出について」、表のとおり1件提出がありました。

番号1、届出人、〇〇。田3筆、面積計7,934㎡。変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率を良くするためでした。

場所は参考資料の2ページにあります『現状変更完了：〇〇』となっているところで、位置は参考資料の7～8ページにありますように、〇〇から〇〇に位置する場所です。

現地を確認したところ、9ページにありますように、畦畔が取られ1枚の大きな圃場となっており、田植えが完了していたことから問題ないものと思われれます。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありました。これに質問などございますか。

委員 (なし)

議長 なければ報告第1号～第4号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 議案第1号について説明いたします。

総会資料の7ページをご覧ください。

番号1、〇〇、畑1筆、面積23,100㎡、3条貸貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、借受人の規模拡大のためです。場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇km向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の11～13ページをご覧ください。

番号2、〇〇、畑7筆、面積計176,327㎡、3条貸貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、貸付人による離農のためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇km向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の15～26ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田2筆、面積計38,853㎡、3条貸貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、貸付人による労働力不足のためです。場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった

場所になります。詳細な位置などは参考資料の27～34ページをご覧ください。

また、総会資料の9～10ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を10番松本委員にお願いします。

10番松本委員

10番松本です。

6月16日、私、黒沢委員、木村推進委員、高橋推進委員、袖林推進委員の5班5名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料13ページのとおり状況であり、貸借後も引き続き草地として管理していく予定であることから問題ないと思われま

す。番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料17～26ページの写真のとおり状況であり、貸借後も引き続き草地として管理していく予定であることから問題ないと思われま

す。番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料29～34ページのとおり状況であり、貸借後も引き続き水稲、野菜の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われま

す。以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第2号について説明いたします。

総会資料の11ページをご覧ください。

本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案であり、農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社が、売買による所有権移転を行うものです。

番号1、〇〇、田11筆、面積計30,049㎡、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額1,972,000円

番号2、〇〇、田2筆、面積計4,219㎡、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額122,000円

番号3、〇〇、田1筆、面積4,775㎡、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額140,000円

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、雫石町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題といたします。

本案の説明に当たりましては、雫石町農業委員会規則第16条の規定により雫石町長へ説明員を要求いたしました。

説明員である農林課の担当者が入室するまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局及び担当者の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第3号について説明いたします。

資料ですが、事前に配布しておりました、別紙の雫石町農業振興地域整備計画定期見直しの概要をご覧ください。

この雫石町農業振興地域整備計画は、農業の振興を図るべき地域を定め、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施することを目的として町が策定しているもので、おおむね5年毎に経済実情その他の情勢

の変遷により計画の全般的な見直しを行うものであります。

本計画の見直しの詳細につきましては、農林課の谷地主任から説明いたします。

(農林課 資料により説明)

議長

事務局及び担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

5 番砂壁委員

確認みたいになりますけども、今説明いただいた資料は、いつのアンケートですか。

農林課谷地主任

はい。調査日が令和4年2月になります。

5 番砂壁委員

そう、書いてありますよね。そのアンケートを基にして、例えば、農地全体の作付面積が減っていると記載されていますが、出所のデータが間違っていないでしょうか。実は先週末に、参議院の人たちが家に来ました。食米も減っているが酒米も減っているということで現状を知りたいということで、その時にもらった資料と説明によると、たまたま雫石に来て雫石の農家と話をしたから、雫石町は昨年と比べて作付面積が増えている。飼料米とか減って食米が増えているというような説明でした。どちらが正しいのかは分からないけれども、どちらかが間違っているんですよ。町のこの資料が間違っているのであれば事実と違うわけですよ。2ページ目のところで、食用米の作付面積が減少しておりとなっているんだけど、参議院の人たちの資料では、今年に関しては雫石町が前年に対して200町歩増える予定だという説明でした。それだと事実と書いてあることがちょっと違うんじゃないかと率直に思いました。資料の信憑性、町の認識と正しいのはどちらなのか教えてもらいたいです。

農林課谷地主任

昨年度から今年度にかけての主食用米の作付面積に関しては、おっしゃるとおり増えているものです。現在、圃場確認等も進めておりますけれども、その中で申請のある主食用米の作付面積に関しては昨年度との比較の中では間違いなく増加しておりますので、議員さんからお聞きになった話も正しいのですけれども、こちらのお示しした減っているという部分に関しては、前回の計画策定時からの部分を示しているものになりまして、1年間というスパンではなくて前回の計画、令和元年の策定時から長期的に見ている部分での全体として減っていると記載した部分になります。

5 番 砂壁委員

なるほど、そうすると今の説明でいくと令和元年の主食用米の耕作面積よりも令和4年のアンケートだから、令和5年は減っているわけですね。令和5年現在は、令和4年よりも増えているけれども、令和元年と比較した場合、雫石町はやっぱりまだ低い。このアンケートの前の令和元年の数字を基にすると今回の令和4年のアンケートでの資料では、やっぱり減っていますよとなっている。

農林課谷地主任

本当に申し訳ないのですけれども、今年度の令和7年度の面積については現在、確認中の部分もありまして、現在の申請状況としては、そのとおり増加の傾向というのはそのとおりなんですけれども、現時点で確定した数値として増えましたというところには含めていないというのが、こちらの資料の書いている時点では確定した情報として増加となっていないというところを記載したところになります。

今年、主食用米の作付自体は申請時点ではそのとおり増えておりまして、そちらの調査等も、現時点の調査 4月、6月等で国等にもあげているので、そうした情報も踏まえて主食用米等の作付が増えているという話に国の議員さんのほうからあるのはそのとおりなのかなというふうに捉えております。

5番 砂壁委員

そうすると素人感覚なんだけども、これが各市町村出すわけだから、みんな同じ年度の数字で出しているので零石町だけが変な数字でないというエビデンスはわかったと、全ての市町村が令和4年の数字を基にするので、軒並み表現の仕方は一緒なのかなと思うけど、これが報じられると私みたいな一般農家も当然これを見て、中には戦略を練る人もいれば事業を廃業するか、もう1回頑張るか、もしくは継承してもらおうか選択枠の1つの資料になると思うのですが、それがもう今の時点で、現時点の感覚と資料の数字的なものの差があまりにも大きくて判断材料としては、使えないということではなくて誤った判断をする可能性が極めて強い資料になる可能性があると思うので、出すんじゃなくて、いついつ現在ののというのを強く出さないと間違った資料ではなくて間違った判断をする可能性があるのかなど。大体、私もそうですが間違った時は人のせいにするからそうすると、この資料に書いてたとか役場がこう言っていたとか組織防衛の観点から言って、この数字はあくまでいつの数字であるということを強調しないと今、初めて説明を聞いた時に何か現状と違うんじゃないとそれだけで思ってしまったので、このような質問になってしまいました。

農林課谷地主任

しっかりとお伝えできるように基礎資料を使って表していきたいと思います。

5番 砂壁委員

はい、了解しました。

議長

砂壁委員よろしいでしょうか。他にはございませんか。

吉田推進委員

農振の除外の件で質問ですが見直しは前は令和元年にやっていますよね。

それで、次の見直しは5年毎でしょうか、いつやるのですか。もう今やっているのですか。

農林課谷地主任

はい、前回完了したのが令和元年となっておりますが本来こちらなんですけど平成30年度に行ったものが、ずれて令和元年の完了となったものなんですけれども、今回であれば本来、令和5年度を目途に完了を目指すものとなっていたのですけれども大変申し訳ありません、県との協議の中で時間を要する案件等がございまし

て、本来5年度に完了を目指すべきものだったのですが、令和7年の今6月まで定期見直しというのが完了していない状態となっております。

吉田推進委員

わかりました。まず今このアンケートで農地個数、農家戸数とか農地が減少している中で実際に農振がかかっているところが、非常に多いわけですよ。全く農地として使われていないようなところでも農振がかかっているわけですよ。その辺について、これだけ減ってきているわけですから全体的に見直しはしているんですけども、本当にきちんと見直ししないと例えば山間部のところとか全く今後も使われないう農地があるわけですよ。農振かかったままで、それで別な使い方をしたくても使う方法がないわけですよ、農振除外は中々してもらえないしとその辺のところの全体的な地域の人たちとか協議した中で農振の場所を、すっかり見直すという方向性も考えていたほうが将来的に良いのではないかと、例えば建物を建てたくても建てられない、例えば工場を誘致したくてもできない、というようなことが起きているわけですよ。ただ申請した時に5年毎に見直ししていて必要に応じてはやるとは思いますけれども、中々すごく厳しくて現段階でできないという人がいるわけですよ。その辺のところをきちっと地域を含めた中で全体的な見直しというのでも検討していただけるとありがたいなという意見です。

農林課谷地主任

今のお話しにあったとおり、今回 1,077 筆ということで山林部分等の除外等を含んでいるのですけれども今回の見直しで、全て見直せたとは思っていないので今後その5年毎の定期見直しというもので見直せるように次回に向けて取りまとめ等を行っていきたいと考えております。

議 長

よろしいですか。他にはございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第3号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、「異議なし」とすることに賛成のかたの挙手を求めます。

委 員

全員挙手でありますので、議案第3号は「異議なし」と決定いたしました。

議 長

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時55分

以上が令和7年6月20日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 7 年 6 月 20 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 5 番

---

11 番

---